

ドイツにおけるコロナ危機下の税制支援*

2020 年度日本租税理論学会研究大会

広島修道大学 奥谷 健

はじめに

新型コロナウイルスによる経済的な影響

⇒ 様々な経済措置、税制上の支援策も

ドイツ;付加価値税の減税など

1. コロナ税制支援法の概観

コロナ税制支援法(Corona-Steuerhilfegesetz)

第 1 次コロナ税制支援法:2020 年 6 月 5 日 (BGBl.2020 I , 1385)

第 2 次コロナ税制支援法: 2020 年 6 月 29 日に成立(BGBl.2020 I , 1512)

共通目的:「コロナ危機によって経済的な困難に陥った企業の流動性の改善」

第 1 次法:「経済的発展の持続的な安定化と雇用の保護」

第 2 次法:「国内需要の強化」

2020 年 6 月 3 日;景気および将来に関する包括的パッケージ

(Konjunktur- und Zukunftspaket)

1.1 第 1 次コロナ税制支援法による措置

3 月 20 日に遡及適用

連邦財務省(Bundesministerium der Finanzen);

3 月 19 日、4 月 9 日、4 月 23 日、4 月 24 日および 5 月 26 日に書簡(BMF-Schreiben)

- ・レストラン等への売上税率(Umsatzsteuersatz)引下げ
ただし、飲み物の提供は例外
- ・公法上の法人への特例延長(2b 条)
- ・操業短縮手当のための助成金(Zuschüsse zum Kurzarbeitergeld)の非課税措置
就労時間が短縮された場合に、従業員の給与の減少分の 60%
(扶養義務がある子を有する場合には 67%)を非課税助成
季節労働者の時短手当 (Saison-Kurzarbeitergeld)にも適用
操業短縮が長期に及ぶ場合;4 か月目からは 70%(子どもがいる場合には 77%)
7 か月目からは 80%(子どもがいる場合には 87%)
すべて非課税(所得税法 3 条 28a 号)。

* 本報告について、最新のドイツの資料や議論状況についての情報を得るために、トリア大学 (Universität Trier) のヘニング・タペ教授 (Prof. Dr. Henning Tappe) にご協力いただいた。ここに記して感謝申し上げたい。

- ・申告期限の延長さ(Fristverlängerung)
- ・納税猶予(Stundung): 利子税(Stundungszinsen)なし
- ・損失繰戻(Verlustrücktrag)の拡大もある(所得税法 10d 条、法人税法 8 条 1 項)
 概算的に(pauschal)30%を“仮の”損失として評価
 2019 年の予納(Vorauszahlung)分から減額(Herabsetzung)／清算(Anpassung)／還付(Erstattung)
 最高 100 万€(夫婦合算申告をする場合には 200 万€)
 手続きも簡素化
 2 年間限定
- ・強制執行(Vollstreckungsmaßnahme)の停止(Aussetzung): 延滞税(Säumniszuschlag)免除
- ・給与への追加支給: 1,500€までの非課税

1.2 第 2 次コロナ税制支援法による措置

- ・定率法(degressiv)での減価償却(Abschreibung) 再導入(所得税法 7 条 2 項)
- ・資産の譲渡の利益圧縮積立金(Rücklage)の計上期間の延長(所得税法 6b 条、52 条 14 項)
 資産の再取得のための投資控除(Investitionsabzugsbeträge)も(所得税法 7g 条、52 条 16 項)
- ・片親への所得控除: 子ども一人当たり 240€増額(所得税法 24b 条 2 項 1 文、2 文)
 基本金額の引上げ: 1,908€から 4,008€に(同 3 文)
- ・子どもボーナス(Kinderbonus・所得税法 66 条)
- ・営業税の控除の増額

@ 損失繰戻に関して、第 2 次法で規定整備(所得税法 110 条および 111 条、営業税法 10a 条)。

当初は損失額を 15%と想定していたものを 30%に引き上げ

- ・電気自動車の購入に係る補助の引上げ
- ・脱税に関する訴追時効期間の延長(租税基本法 376 条)
- ・売上税税率の引下げ(12 条、28 条): 標準税率 19%を 16%に、軽減税率が 7%を 5%に

2020 年 7 月 1 日～2020 年 12 月 31 日の半年間に限定

+ 即時支援プログラム(Soforthilfeprogramm)／橋渡し支援(Überbrückuntersetzung)

2. 売上税率引下げに対する評価

2.1 税率引下げの効果

第 2 次法の目的: 国内需要の強化

期待される 3 つの効果

- ・価格転嫁による値下げ
- ・(値下げがない場合) 事業者の利益増加 ⇒ 事業倒産や解雇の防止

- ・年末の駆け込み需要
価格転嫁は義務ではない

過去の経験から

- ・イギリス:2008～2009年
- ・ドイツ:2007年

*半年という短期間での引下げ

2.2 執行面での課題

レストランの場合

期間	税率(標準)	税率(飲み物)
2020年1月1日～2020年6月30日	7%	19%
2020年7月1日～2020年12月31日	5%	16%
2021年1月1日～2020年6月30日	7%	19%

価格表示の問題

支払システムの変更

*移行費用の問題 → 価格は下がらない

実現課税(Ist-Betsuerung)との関係

継続的給付

頭金/前払い

*インボイスの修正

クーポン券

3. コロナ税制支援に対する評価

3.1 税制支援法への評価

連邦議会財政委員会での議論

片親への軽減額引上げ

子どもボーナス

定率法の減価償却

損失繰戻

*営業税への影響

3.2 日本への示唆

- ・日本の措置
申告期限延長

欠損金の繰戻還付

+資金支援(定額給付金、持続化給付金、家賃支援給付金など)

・ドイツの措置

申告期限延長、納税猶予

損失繰戻

片親世帯の控除額引上げ

資金支援(子どもボーナス、時短操業支援など)

+売上税率引下げ

給付中心 / 税制内での支援

・財政上の観点

・給付の効果

売上税率引下げ

・価格転嫁

総額表示/外税方式

事業者の利益

・税率変更に伴う移行費用、事務負担

・期間の短さ

・準備期間

おわりに

仮に消費税率を引き下げるとすれば

・価格転嫁 外税方式

・移行費用と事務負担

・引下げ期間

・準備期間